東日本大震災復興関連政策

宮城県事業復興型雇用創出助成金　対象産業政策リスト　（リスト1）【住宅支援費】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、補助等の内容に労働者の家賃などの住宅支援が含まれる場合は、対象となりません。
なお、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）

前回（**令和5年10月2日時点**）からリストを更新しています。変更があった箇所は**赤字**にしています。　**（令和6年8月20日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課（室）名	班名・電話番号
1	国内立地推進事業費補助金	供給網（サプライチェーン）の中核分野となる代替が効かない部品・素材分野と、我が国の将来の雇用を支える高付加価値の成長分野における生産設備の新設・増設に対して補助を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	東北経済産業局	企業成長支援課	022－221－4807
2①	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	東日本大震災で被災した中小企業グループ等、商店街、事業協同組合等が進める施設・設備の復旧整備へ助成を行うもの。		宮城県	経済商工観光部	企業復興支援室	企業復興支援班 022ー211ー2765
2②	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 ②中小企業組合共同施設等災害復旧事業	事業協同組合等の共同施設（倉庫、生産施設等）の復旧への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商工団体指導班 022ー211ー2743
3	地域商業活性化支援補助金	東日本大震災により被害を受けた商店街等に賑わいを創出するため、被災した商店街等が実施する復興イベント等や賑わい創出に向けて行う施設整備事業、被災地域以外の商店街等が被災地域を支援する事業、災害に強い商店街等の整備を行う事業等を支援することにより、地域商業の活性化を図るもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	東北経済産業局	商業・流通サービス産業課	022－221－4914
4	仮設施設整備事業 （旧：独立行政法人中小企業基盤整備機構特定事業者復興支援施設整備事業（仮設店舗・仮設工場等の整備））	被災された中小企業者の早期事業再開を支援するため、仮設店舗や仮設工場を設置し、自治体を通じて貸し出す事業。（入居対象：被災された中小企業者など）		経済産業省	東北経済産業局	東日本大震災復興推進室	022－221－4813
5	新事業育成資金（グローバル展開関連）	高い成長性が見込まれる新たな事業を行い、海外を含めたマーケティングを踏まえた自社製品開発や、国内外への販路開拓等を行う中小企業者へ低利融資を実施するもの。		経済産業省	東北経済産業局	中小企業課	022－221－4922
6	グローバル技術連携・創業支援補助金（一般枠）	海外展開に向けた試作開発とその販路開拓を支援するもの。 （被災された企業や被災された企業と協力する企業が構成するグループを対象とする。）	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	東北経済産業局	産業技術革新課	022－221－4897
7	グローバル技術連携・創業支援補助金（創業枠）	海外展開に向けた試作開発とその販路開拓を支援するもの。 （企業や大学等と協力する創業期（創業10年以内）の中小企業グループを対象とする。）	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	東北経済産業局	産業技術革新課	022－221－4897
8	農商工連携等による被災地等復興支援事業	東日本大震災での被災による影響を受けている被災地等の持続的な復興・振興に資する新事業活動の促進を図るため、中小企業の連携体等が行う新商品・新サービス、新技術の開発や販路開拓の取組を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	東北経済産業局	地域ブランド連携推進室	022－221－4923
9	中小企業の協働による国内外販路開拓等支援事業	震災からの復興に向けた国内外販路開拓を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	東北経済産業局	地域ブランド連携推進室	022－221－4923
10	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	災害による倒壊など、人命に影響を及ぼす恐れのある施設について、施設の補修、補強及び機能強化等を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	農林水産省	東北農政局	農村振興部 農村計画課	022－261－6734
11	木材加工流通施設等復旧対策事業補助金	木材加工施設等の復旧支援及び県産材の流通経費などへの支援を行うもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている（事業を実施している）事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・補助金交付決定書の写し ・事業計画書の写し ・補助対象となった施設等の工事請負契約書等（補助対象となった事業所の所在住所が分かるもの）	木材加工流通施設の復旧等のうち、被災工場の改良復旧及び被災工場との水平連携に限る。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	水産林政部	林業振興課	みやぎ材流通推進班 022ー211ー2912
12	6次産業化先導モデル育成事業	被災地における農林漁業者、食品産業事業者等の連携による6次産業化に必要な施設の整備を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	農林水産省	東北農政局 経営・事業支援部	地域食品・連携課	022－221－6403
13	農山漁村再生可能エネルギー導入事業	被災地において再生可能エネルギー導入可能性調査を実施するとともに、小水力・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー供給施設の整備を支援するもの。（対象地域：岩手、宮城、福島）	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	農林水産省	食料産業局 農村振興局	バイオマス循環資源課 整備部	再生可能エネルギー室 03－6744－1508 地域整備課 03－6744－2209
14	東日本大震災農業生産対策交付金	農業用共同利用施設の復旧、資材購入等への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	農政部	園芸推進課	調整班 022ー211ー2224

東日本大震災復興関連政策

宮城県事業復興型雇用創出助成金　対象産業政策リスト　（リスト1）【住宅支援費】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、補助等の内容に労働者の家賃などの住宅支援が含まれる場合は、対象となりません。
なお、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）

前回（**令和5年10月2日時点**）からリストを更新しています。変更があった箇所は**赤字**にしています。　**（令和6年8月20日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課（室）名	班名・電話番号
15	食料の物流拠点機能強化等支援事業等	食品製造業者、加工食品卸売業者等の共同・連携による被災地の物流拠点の整備を支援するもの。	食料の物流拠点機能強化等支援事業に限る。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	農林水産省	食料産業局	食品流通課	食品サービス第2班 03－3502－7659
16	介護基盤復興まちづくり整備事業	被災地におけるホームヘルプ、デイサービス、訪問看護、地域交流スペース、配食サービスなどのハード整備に対して、1か所あたり3千万円を限度に補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	保健福祉部	長寿社会政策課	施設支援班 022－211－2549
17	みやぎIT商品販売・導入促進事業 （IT商品導入促進事業）	県内IT企業の開発・改良販売支援と地元産業へのIT導入の支援を行うもの。	IT商品認定を受けた事業所のうち、平成23年3月11日以降令和7年3月31日までの間に補助金の交付決定を受けた事業所に限る。	宮城県	経済商工観光部	産業デジタル推進課	産業デジタル推進第二班 022ー211ー2479
18	特別養護老人ホーム建設費補助事業	特別養護老人ホームの新築・増改築等に対して補助を行うもの。		宮城県	保健福祉部	長寿社会政策課	施設支援班 022ー211ー2549
19	介護基盤緊急整備特別対策事業	定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の地域密着型施設の整備に対して補助を行うもの。	施設開設経費助成特別対策事業の対象となっている施設は除く。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	保健福祉部	長寿社会政策課	施設支援班 022ー211ー2549
20	中小企業施設設備復旧支援事業	中小製造業者が進める施設・設備の復旧整備への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	新産業振興課	新産業支援班 022ー211ー2722
22	みやぎ企業立地奨励金事業	県内に工場等の新設、増設等を行う企業を対象に奨励金を交付するもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている（事業を実施している）事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・奨励金対象工場等指定通知書の写し ・奨励金交付決定の通知書の写し（交付決定未了の場合は、工事請負契約書等の着工済であることを証明する書類の写し）	原則として、平成23年3月11日以降に指定申請を行い、令和7年3月31日までに交付決定を受けた事業所を対象とする。 なお、令和7年3月31日までに指定及び着工があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。（交付決定通知書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。）	宮城県	経済商工観光部	産業立地推進課	企業立地企画班 022－211－2733
23	企業立地資金貸付事業	工場等を新・増設する場合に建設費及び機械設備導入費を低利で貸し付けするもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている（事業を実施している）事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・融資契約書の写し ・設備資金を実施済であることが分かる書類（工事契約書、建築確認書、固定資産台帳等）の写し		宮城県	経済商工観光部	産業立地推進課	企業誘致第一班 022ー211ー2732
24	工業立地促進資金融資事業	工場等を新・増設する場合に工場等用地購入費を低利で貸し付けするもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている（事業を実施している）事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・融資契約書の写し ・土地売買契約書の写し		宮城県	経済商工観光部	産業立地推進課	企業誘致第一班 022ー211ー2732
25	中小企業経営安定資金等貸付金	震災により被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者等に対して、取扱金融機関を通じて融資を行うもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている（事業を実施している）事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・融資契約書の写し ・信用保証協会信用保証書（金融機関で保管しているもの）の写し（貸付を受けた金融機関で交付を受けてください。）（「資金使途」欄が、「設備」または「運転設備」となっている場合に対象となります。（「運転」のみである場合は対象となりません。）） ・設備資金を実施済であることが分かる書類（工事契約書、建築確認書、固定資産台帳等）の写し ・市町村長が発行する罹災証明書等（または、知事、市町村長、商工会議所会頭若しくは商工会会長の認定を受けたもの）の写し（東日本大震災により被害を受けたことがわかるもの、かつ、資金の借入の際に提出したものに限る。）（災害復旧対策資金（一般枠）の場合に提出が必要です。）	以下の融資制度において、設備資金の貸し付けを受け、設備整備を実施済（着手を含む）となっている場合に限る。（当該事実が分かる書類の提出を要する。） 〇中小企業経営安定資金 ・みやぎ中小企業復興特別資金 ・災害復旧対策資金（一般枠）（ただし、東日本大震災を起因としたものに限る。）	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商工金融班 022ー211ー2744
26	被災中小企業組合等共同施設等復旧支援事業	国庫補助事業(中小企業組合共同施設等災害復旧事業)の対象とならない企業組合等を含む各組合の共同施設(組合会館・事務所等)の復旧への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商工団体指導班 022ー211ー2743

東日本大震災復興関連政策

宮城県事業復興型雇用創出助成金　対象産業政策リスト　（リスト1）【住宅支援費】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、補助等の内容に労働者の家賃などの住宅支援が含まれる場合は、対象となりません。
なお、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）
前回（**令和5年10月2日時点**）からリストを更新しています。変更があった箇所は**赤字**にしています。　**（令和6年8月20日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課（室）名	班名・電話番号
27	商店復旧支援補助金	商業者を対象に店舗等復旧への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商業振興班 022ー211ー2746
28	商業活動再開支援補助金	商業者を対象に仮店舗整備等への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商業振興班 022ー211ー2746
32	原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助事業	原子力災害で著しく企業立地の誘引力を減じた地域に用地を取得し、工場等を新増設する事業者に対し、用地取得経費から量産設備の敷設までの企業立地に係る経費を幅広く支援するもの。	本県に用地を取得した場合に限り対象となる。	経済産業省	経済産業政策局	地域経済産業グループ地域産業基盤整備課	03－3501－1677
33	木質バイオマス関連施設整備事業	被災地域において木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用する木質バイオマス発電施設・熱供給施設・木質燃料製造施設等の整備に対する支援を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	水産林政部	林業振興課	みやぎ材流通推進班 022ー211ー2912
34	森林整備加速化・林業再生事業費補助金（機能の高度化に資する施設の整備に限る。）	震災復興に必要な木材の安定供給のため、木材利用関連施設整備に対する支援を行うもの。	機能の高度化に資する施設の整備に限る。 具体的には、高性能林業機械等の導入、木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用施設等整備が対象。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	水産林政部	林業振興課	林業基盤整備班 022ー211ー2913
35	水産業共同利用施設復旧整備事業（単なる現状復旧のための事業を除く。）	被災した水産加工業協同組合等の復興に不可欠な水産業共同利用施設の整備に要する経費を補助するもの。	単なる現状復旧のための事業を除く。 具体的には、事業計画書に費用便益分析計算書の提出がされた事業主に限る。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	水産林政部	水産業振興課 水産業基盤整備課	流通加工班 022ー211ー2931 養殖振興班 022ー211ー2943
36	水産業共同利用施設復旧支援事業（機能高度化等を図る場合に限る。）	被災した水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助するもの。	機能高度化等を図る場合に限る。 具体的には、事業計画書の提出時に併せて共同施設利用計画書の提出を義務付けられた事業に限る。 対象者については、当該共同施設を利用する者（組合員）（共同利用計画書の「施設を利用する者（組合員）」に記載された者（組合員））及びその事業実施主体、または、震災後新たに設立した事業協同組合が対象。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	水産林政部	水産業振興課 水産業基盤整備課	流通加工班 022ー211ー2931 養殖振興班 022ー211ー2943
37	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業（農業生産法人等が被災者を雇用して経営規模を拡大する場合に限る。）	被災を免れた地域や避難先等において荒廃した耕作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農業者等の取組を支援するもの。	農業生産法人等が被災者を雇用して経営規模を拡大する場合に限る。 ただし、受給要件労働者は被災者に限定しない。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	公益社団法人みやぎ農業振興公社	担い手育成部		担い手育成班 022ー275ー9192
38	被災地域農業復興総合支援事業	市町村が実施する農業用施設の整備及び農業用機械の導入を総合的に支援し、地域の意欲ある多様な経営体の育成・確保及び早期の営農再開を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	農政部	農業振興課	経営構造対策班 022ー211ー2835
39	地域医療再生臨時特例交付金 （①第二期宮城県地域医療再生計画事業及び ②宮城県地域医療復興計画事業に限る。）	第二期宮城県地域再生計画及び宮城県地域医療復興計画に位置づけられた事業を実施する県内医療機関等に対する補助を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	保健福祉部	医療政策課	地域医療第二班 022ー211ー2617
40	保育所等の複合化・多機能化推進事業	子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	保健福祉部	子育て社会推進課	保育支援班 022ー211ー2529
41	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業	子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	総務部	私学・公益法人課	幼稚園・専修学校班 022ー211ー2261
42	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 ①障害者福祉施設整備事業費補助金（仙台市外の対象施設） ②仙台市障害福祉施設整備費補助金（仙台市内の対象施設）	障害者総合支援法に基づく施設等の整備を行う際に、その費用の一部を補助するもの。	・整備区分が次のものに限る。 「創設」「増築」「大規模修繕等（区分がグループホーム等改修全整備、短期入所事業等改修整備、障害福祉サービス事業等改修整備のいずれかであって、かつ、補助金の対象施設での事業を新たに開始する場合に限る。）」 ・地方自治体が設置する施設を除く。 ・公務員の身分をもつ者は除く。 ・国や県または市町村から人件費の経費負担を受けている者は除く。	宮城県	保健福祉部	【仙台市外の対象施設】 宮城県障害福祉課 【仙台市内の対象施設】 仙台市健康福祉局障害者支援課	【仙台市外の対象施設】 宮城県障害福祉課 施設支援班 022ー211ー2544 【仙台市内の対象施設】 仙台市健康福祉局 障害者支援課 022ー214ー8188

東日本大震災復興関連政策

宮城県事業復興型雇用創出助成金　対象産業政策リスト　（リスト1）【住宅支援費】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、補助等の内容に労働者の家賃などの住宅支援が含まれる場合は、対象となりません。
なお、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）

前回（**令和5年10月2日時点**）からリストを更新しています。変更があった箇所は**赤字**にしています。　**（令和6年8月20日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課（室）名	班名・電話番号
43	地域商業等事業再開支援補助金	商業者を対象に店舗復旧・仮店舗整備等への助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商業振興班 022ー211ー2746
44	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域の産業振興を加速させるため、これらの地域において工場等を新増設する企業に対し、その経費の一部を補助することにより、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図るもの。	当該事業により本県に工場等を立地した場合に限り対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	経済産業省	経済産業政策局	地域経済産業グループ地域産業基盤整備課	03－3501－1677
45	商業機能回復支援補助金	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災事業者に対して支援を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	経済商工観光部	商工金融課	商業振興班 022ー211ー2746
46	伴走型人材確保・育成支援モデル事業	地域コーディネート機関等によるきめ細かな伴走型支援により、学生向けインターンシップの実施又は社会人向けトライアル就業プログラムを実施し、企業の人手不足の解消、地域の持続的成長を図るもの。	インターンシップ事業やトライアル就業事業において受入れを実施した宮城県の沿岸部に所在する中小企業の事業所であること	復興庁			雇用促進班 03－6328－0274
47	企業間専門人材派遣支援モデル事業	大企業等において各分野で専門的に働いてきた従業員等を、被災地企業に派遣し、一時的な人材不足の解消に資するのみならず、課題を解決し、経営改善と魅力の向上（企業価値の向上）、被災企業自らの人材獲得力の向上を図るもの。	復興庁から委託を受けた人材コーディネート機関を通じて専門的スキルを持つ人材を受け入れ、事業の実施を認められた宮城県の沿岸部に所在する中小企業の事業所であること	復興庁			雇用促進班 03－6328－0274
48	東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業	震災の影響を受けている中小企業を対象に、セミナーの開催や専門家による個別指導等を実施し、経営改善や魅力発信等を含めた総合的な人材確保支援を行うもの。	国から委託を受けた法人又はコンソーシアムによる専門家派遣やマッチング等の支援を受けた宮城県の沿岸部に所在する中小企業の事業所であること	中小企業庁	経営支援部	経営支援課	03－3501－1763
49	チーム化による水産加工業等再生モデル事業	業績回復が遅れている水産加工業等被災地の中小企業を対象に、複数の事業者がそれぞれの強みを活かしつつ、連携して販売促進や人材確保等に取り組むチーム化を推進し、産業復興の加速化を図るもの。	事業の実施団体として国と契約した提案チームの代表団体の構成員である宮城県の沿岸部に所在する中小企業の事業所であること	復興庁			復興特区班 03－6328－0264
50	水産業人材確保支援事業（水産業従業員宿舎整備事業費補助金）	東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業及び水産加工業の生産能力向上のため、中小水産業者等が実施する従業員確保のための宿舎整備を支援するもの。	漁業就業者又は従業員確保のための宿舎整備を行う中小水産業者に限る。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	宮城県	水産林政部	水産業振興課	企画推進班（漁業） 022－211－2935 流通加工班（水産加工） 022－211－2931
51	水産業共同利用施設復興整備事業	本格的な水産業の復興に向け、市町村が策定する復興計画等に基づく水産加工流通施設の整備に対して支援するもの。	・右記の市町村が実施しているものに限る。 ・単なる現状復旧のための事業を除く。 ※公募手続が終了している市町分については、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となりえます。	石巻市	産業部	水産課	水産業振興係 0225ー95ー1111 内線3513
				塩竈市	産業建設部	水産振興課	水産総務係 022－781－7706
				気仙沼市	産業部	水産課	加工振興係 0226－22－6600
				名取市	生活経済部	農林水産課	水産業振興係 022－724－7151
				亘理町		農林水産課	水産班 0223－34－0503
				七ヶ浜町		まちづくり振興課	まちづくり振興課 022－357－7443
				女川町		産業振興課	水産係 0225－54－3131
				南三陸町		農林水産課	水産業振興係 0226－46－1378
52	被災中小企業施設・設備整備支援事業資金貸付制度 （高度化スキームによる貸付制度）	県から復興事業計画の認定を受けた中小企業グループの中小企業等を対象に、施設・設備導入に係る資金を貸し付けするもの。		宮城県	経済商工観光部	企業復興支援室	企業復興支援班 022－211－2765